

平成24年4月13日

損害賠償請求事件について

1 事件の概要

原告の主張によると事件の概要は、次のとおりである。

- (1) 原告は平成21年3月2日から平成22年3月31日までの契約で、葛飾区立大道中学校に、育児休業をした栄養士の代替のため臨時職員管理栄養士として採用された。
- (2) 平成21年5月20日、原告は、葛飾区立大道中学校長から、育児休業をした栄養士が職務に復帰するので退職届を出すよう命じられ、同校長に退職届を提出した。
- (3) 原告は、契約期間である平成22年3月31日まで業務が出来なくなったため、退職の日の翌日から平成22年3月31日までの間の賃金について損害賠償を求める。

2 訴訟の内容

- (1) 事件名 平成24年(ワ)第5516号 損害賠償請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告
- (4) 被告 葛飾区
- (5) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対し、損害賠償金235万円を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とするとの判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の経過

- (1) 平成24年2月27日 訴えの提起（区へ訴状が送達されたのは、平成24年3月12日）
- (2) 平成24年4月25日 第1回口頭弁論期日

4 区の方針

本件については、特別区人事・厚生事務組合法務部にその処理を依頼済みである。